

諮問第525号

環水大発第2002211号

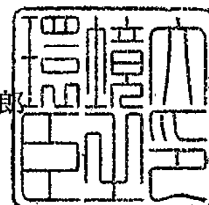
令和2年2月21日

中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣

小泉 進次郎



第9次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、第9次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾、大阪湾及び瀬戸内海（大阪湾を除く。）においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により環境大臣が策定した第8次総量削減基本方針に基づき、令和元年度を目標年度として、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

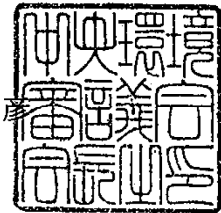
この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成状況は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生している。また、栄養塩類の減少が原因とみられる生物の生産性の確保に係る課題も指摘されている。

このような状況及び本年3月に貴審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において取りまとめ予定の「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」を踏まえ、これらの海域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第9次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中 環 審 第 1108 号
令和 2 年 2 月 2 5 日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



第9次水質総量削減の在り方について（付議）

令和2年2月21日付け諮問第525号をもって環境大臣より当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基
づき、水環境部会に付議する。